

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2
有限会社タナベ
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

令和7年2月12日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	①伐根・草木・ボサ等 ②遺品整理に伴い発生する一般廃棄物 ②一般家庭から排出されるフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社タナベ
許可期間		令和7年2月24日から 令和9年2月23日まで
一般廃棄物の収集を行う事ができる区域		音更町内
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	①音更町字上然別西4線100番地1 アスリー株式会社 中間処理場 ①帯広市空港南町南11線西32番1、2、3 48、49 山口重機有限会社 南町処理場 ②帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	この許可に基づく一般廃棄物の処理の際は、その内容を音更町に報告し承認を受けてから実施すること。

令和7年2月25日

音更町長 小野 信 次

